

令和5年第3回長久手市議会定例会
議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
認定第1号	令和4年度長久手市一般会計決算認定について	総務部
認定第2号	令和4年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について	福祉部
認定第3号	令和4年度長久手市土地取得特別会計決算認定について	総務部
認定第4号	令和4年度長久手市介護保険特別会計決算認定について	福祉部
認定第5号	令和4年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について	福祉部
認定第6号	令和4年度長久手市卯塚墓園事業特別会計決算認定について	くらし文化部
認定第7号	令和4年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計決算認定について	建設部
認定第8号	令和4年度長久手市下水道事業会計決算認定及び利益の処分について	建設部
議案第42号	令和5年度長久手市一般会計補正予算（第5号）	総務部
議案第43号	令和5年度長久手市一般会計補正予算（第6号）	総務部
議案第44号	令和5年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）	福祉部
議案第45号	令和5年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	福祉部
議案第46号	長久手市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	くらし文化部
議案第47号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第48号	長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部

議案番号	件名	所管
議案第49号	長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第50号	長久手市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について	子ども部
諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	福祉部

令和5年第3回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年10月10日～11月9日 31日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	10月10日	火	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	10月11日	水	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	10月12日	木		休 会
第4日	10月13日	金		休 会
第5日	10月14日	土		休 会
第6日	10月15日	日		休 会
第7日	10月16日	月	午前9時30分	常任委員会
第8日	10月17日	火	午前9時30分	常任委員会
第9日	10月18日	水	午前9時30分	常任委員会
第10日	10月19日	木	午前9時30分	常任委員会
第11日	10月20日	金		予 備 日
第12日	10月21日	土		休 会
第13日	10月22日	日		休 会
第14日	10月23日	月		予 備 日
第15日	10月24日	火		休 会
第16日	10月25日	水		休 会
第17日	10月26日	木		休 会
第18日	10月27日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第19日	10月28日	土		休 会
第20日	10月29日	日		休 会
第21日	10月30日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第22日	10月31日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第23日	11月1日	水		予 備 日
第24日	11月2日	木	午前9時30分	予算決算委員会
第25日	11月3日	金		休 会
第26日	11月4日	土		休 会
第27日	11月5日	日		休 会
第28日	11月6日	月		予 備 日
第29日	11月7日	火	午前10時	議会運営委員会
第30日	11月8日	水		休 会
第31日	11月9日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

9月21日(木) 午前10時 議会運営委員会

9月27日(水) 午前8時30分から 9月28日(木)正午まで

一般質問及び決算審査意見書質疑通告受付

9月28日(木) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

10月3日(火) 午前10時 議会運営委員会

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年10月10日(火)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - 5 株式会社長久手温泉の経営状況について
 - 6 議案説明員について
 - 7 議員派遣の結果について
- 第4 市長の所信表明
- 第5 認定第1号令和4年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第8号令和4年度長久手市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてまで
(議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告)
- 第6 議案第42号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第5号）から議案第50号長久手市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例についてまで
(議案の上程、提案者の説明)
- 第7 議案第42号
(議案に対する質疑、委員会付託)
- 第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年10月11日(水)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第42号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第6号）から議案第50号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）
- 第4 議員派遣の件

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年10月27日(金)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年10月30日(月)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年10月31日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年11月9日(木)午前10時開議

- 第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第43号から議案第50号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

予算決算委員会

R5.10.10

議案番号 件 名

議案第42号 令和5年度長久手市一般会計補正予算（第5号）

議案番号	件名
認定第1号	令和4年度長久手市一般会計決算認定について
認定第2号	令和4年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	令和4年度長久手市土地取得特別会計決算認定について
認定第4号	令和4年度長久手市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	令和4年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号	令和4年度長久手市卯塚墓園事業特別会計決算認定について
認定第7号	令和4年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第8号	令和4年度長久手市下水道事業会計決算認定及び利益の処分について
議案第43号	令和5年度長久手市一般会計補正予算（第6号）
議案第44号	令和5年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第45号	令和5年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

総務くらし建設委員会

議案番号

件名

議案第46号

長久手市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

教育福祉委員会

議案番号	件名
議案第47号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第48号	長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第49号	長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第50号	長久手市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について

(案)

長久手市条例第 号

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）が長久手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における長久手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなけ

(案)

ればならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付の請求は、別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、次の表に定める額とする。

区分	単位	金額
手数料	—	無料
複写機により複写したもの(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき	白黒 10円 カラー50円
光ディスク(CD-R記憶容量700メガバイト)に複写したもの	1枚につき	70円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

(案)

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年長久手市条例第○号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）により行わなければならない。

(期限等の特例)

(案)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、長久手市の休日
を定める条例（平成元年長久手町条例第22号）第1条に規定する休日（次
項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期
限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項
において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日
をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、**条例の公布の日**から施行し、**令和5年4月1日**に始まる会計年
度における請負から適用する。

(案)

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度)に 支払を受けた額(円)

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

(案)

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員

訂正届

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

(案)

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

長久手市議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲